十一　包括信用購入あっせんの業務を行う事業　割賦販売法第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者又は同法第三十五条の二の三第一項に規定する登録少額包括信用購入あっせん業者（以下この号及び第七条第一項において「登録包括信用購入あっせん業者等」という。）であって、現年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この号及び第七条において同じ。）の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者であること。

イ　現に締結しているクレジットカード等会員契約の数が一千万以上であること。なお、一のクレジットカード等会員契約が二以上の登録包括信用購入あっせん業者等との間で締結されている場合にあっては、各登録包括信用購入あっせん業者等は当該クレジットカード等会員契約に係る年間信用供与額を自己の年間信用供与額に算入することとする。

ロ　年間信用供与額（クレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の各年度の総額をいう。以下この口並びに第七条第一項及び第二項において同じ。）が四兆円以上であること。なお、一のクレジットカード等会員契約が二以上の登録包括信用購入あっせん業者等との間で締結されている場合にあっては、各登録包括信用購入あっせん業者等は当該クレジットカード等会員契約に係る年間信用供与額を自己の年間信用供与額に算入することとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条　法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（同条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条　法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（同条において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条　法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条　法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告）

第七条　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項の規定により特定社会基盤事業者として指定されている者については、この限りではない。

一　現に締結しているクレジットカード等会員契約の数が七百五十万以上であること。なお、当該クレジットカード等会員契約の数の算定については、第二条第十一号イ後段の規定を適用する。

二　年間信用供与額が三兆円以上であること。なお、当該年間信用供与額の算定については、第二条第十一号ロ後段の規定を適用する。

2　法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　前二項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四による報告書を提出することによって行わなければならない。

（立入検査の証明書）

第八条　法第五十八条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第一（第三条関係）

第　　号

指定通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣
（公印省略）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第50条第１項の主務省令で定める基準に該当する者であることから、同項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第２項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業の種類	
指定をした年月日	